

【申出の理由】

松戸駅周辺地域は、松戸市の西部やや南寄り、江戸川を境に東京都と埼玉県に隣接した都心から約20km圏内に位置します。

本地域では、昭和40年代に松戸駅西口地区土地区画整理事業を行うなど、早くから都市基盤整備に着手することで、東葛飾地域を牽引する役割を担ってきましたが、現在は都市機能の更新時期を迎えており、また、近年の近隣市における大型商業施設の出店などにより、商業・業務面においての活力が薄れつつあります。

しかし、その一方、首都圏近郊のターミナル駅としては珍しい緑やオープンスペース、松戸宿として育んだ文化や歴史など、生かし切れていない魅力を有する地域でもあります。

こうしたことから、これらの魅力や東京に隣接する交通至便な立地を生かし、難しいとされている首都圏近郊都市の都市再生を担い、加速する「働き方改革」によるライフスタイルの変化を見据えた多様なワーク・ライフを支えるとともに、ニュー・ノーマルに対応した多機能複合市街地を形成することで、東京の衛星都市から脱却し、東京の一極集中の課題に貢献してまいります。

併せて、切迫する首都直下地震や近年多発する記録的豪雨による水害などの大規模災害リスク低減により、災害に強い都市環境を創出してまいります。

以上を踏まえ、駅近傍の国有地を活用した土地区画整理事業による基盤整備により、新たな松戸の顔となる商業・業務・文化の多機能拠点を整備し、また、駅周辺では市街地再開発事業による都市機能の更新や交通広場の整備により、にぎわいと防災性の向上を図るなど、都市再生の実現に向けて、民間活力を最大限生かせる都市再生緊急整備地域の制度を活用するため、都市再生特別措置法第5条第1項及び同法第15条第5項の規定に基づき、都市再生緊急整備地域の指定に係る事項について下記のとおり申出します。

【地域の指定に係る事項】

<都市再生緊急整備地域>

地域名	(仮称) 松戸駅周辺地域
区域	別添図面のとおり

<地域整備方針の案となるべき内容>

別表のとおり